

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	有効期限
アイン薬局己斐本町店	広島市西区己斐本町一丁目14番3号LIT西 広島駅前1F	令和8年5月1日	令和14年4月30日
アイン薬局己斐店	広島市西区己斐本町一丁目14番12号 1 階	令和8年5月1日	令和14年4月30日
山崎整形外科内科クリニック	広島市安佐南区毘沙門台一丁目5番23号	令和8年6月1日	令和14年5月31日
はやしクリニック	広島市佐伯区八幡一丁目22番4号	令和8年5月7日	令和14年5月6日
サンリ薬局	広島市佐伯区八幡一丁目22番5-2号	令和8年5月3日	令和14年5月2日
アイン薬局 広島駅北口店	広島市東区若草町11番1-102号ザ広島タ ワーマンション西側1F	令和8年5月1日	令和14年4月30日
ひのでクリニック	広島市南区段原日出一丁目12番18-101 号	令和8年5月1日	令和14年4月30日
橋本薬局	広島市南区松原町9番1号 1階	令和8年5月1日	令和14年4月30日